

人間総合科学大学大学院人間総合科学研究科臨床心理学専攻の廃止届出

令和4年4月30日

文部科学大臣 殿

届出者の職名及び氏名 学校法人早稲田医療学園理事長 久住 眞理

このたび、人間総合科学大学大学院人間総合科学研究科臨床心理学専攻を廃止したいので、学校教育法第4条第2項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて届出します。なお認可の上は、確実に申請に係る計画を実行します。

基本計画書

基本計画書									
事項	記入欄							備考	
計画の区分	大学院専攻科の廃止								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン ワセダイリョウガクエン 学校法人 早稲田医療学園								
フリガナ大学の名称	ニンゲンソウゴウカガクダイガク 人間総合科学大学 (University of Human and Sciences)								
大学本部の位置	埼玉県さいたま市岩槻区馬込1288番地								
大学の目的	本大学は、教育基本法に則り、学校教育法に定める大学として、人間の総合的な理解を目的に、建学の精神を定めている。人間総合科学大学大学院は、本学の建学の精神、教育目的に則り、「人間」をさらに学際的、統合的に追究し、より深い専門的知識を教授・研究する。								
新設学部等の目的	人間総合科学大学人間総合科学研究科 臨床心理学専攻（修士課程）は、開設以来定員が未充足であり、また通信教育課程であるが、同課程での人材養成を含むPDCAサイクルの確立が難しくなったため、令和2年度より学生募集を停止した。令和4年3月末日をもって、すべての在学生在が卒業したため廃止するものである。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	人間総合科学研究科 〔Graduate Division of Human Arts and Sciences〕 臨床心理学専攻 修士課程 通信教育課程 〔Master's Program of Clinical Psychology〕	3	(15)		(45)	修士 (臨床心理学) 〔Master of Clinical Psychology〕	令和2年4月 第1年次 (学生募集停止)	埼玉県さいたま市 岩槻区馬込1288	
計			15		45				
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	別添資料を参照のこと								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
	人間総合科学研究科 臨床心理学専攻	24科目	3科目	4科目	31科目	30単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設	人間総合科学研究科 臨床心理学専攻 修士課程（通信教育課程）	5人 (5)	0人 (0)	1人 (1)	0人 (0)	6人 (6)	0人 (0)	4人 (4)
		計	5人 (5)	0人 (0)	1人 (1)	0人 (0)	6人 (6)	0人 (0)	4人 (4)
	既設	人間総合科学研究科 心身健康科学専攻 修士課程（通信教育課程）	10 (10)	6 (6)	1 (1)	2 (2)	19 (19)	0 (0)	4 (4)
		計	10 (10)	6 (6)	1 (1)	2 (2)	19 (19)	0 (0)	4 (4)
	合計	15 (15)	6 (6)	2 (2)	2 (2)	25 (25)	0 (0)	8 (8)	

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計	大学全体				
	事 務 職 員		31 人 (31)	6 人 (6)	38 人 (38)					
	技 術 職 員		1 (1)	1 (1)	1 (1)					
	図 書 館 専 門 職 員		1 (0)	4 (4)	4 (4)					
	そ の 他 の 職 員		1 (1)	5 (5)	6 (6)					
計		34 (34)	16 (16)	49 (49)						
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	大学全体				
	校 舎 敷 地	23,003.4㎡	0㎡	0㎡	23,003.4㎡					
	運 動 場 用 地	2,837㎡	0㎡	0㎡	2,837㎡					
	小 計	25,840.4㎡	0㎡	0㎡	25,840.4㎡					
	そ の 他	1,923.23㎡	0㎡	0㎡	1,923.23㎡					
合 計		27,763.63㎡	0㎡	0㎡	27,763.63㎡					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	大学全体				
		17,699.78㎡ (17,699.78㎡)	0㎡ (0 ㎡)	0㎡ (0 ㎡)	17,699.78㎡ (17,699.78㎡)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	33室	4室	25室	2室 (補助職員2人)	1室 (補助職員 人)					
専任教員研究室		新設学部等の名称		室 数		室				
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体		
		[] ([])	[] ([])	[] ([])	[] ([])	[] ([])	[] ([])			
	計	[] ([])	[] ([])	[] ([])	[] ([])	[] ([])	[] ([])			
図書館		面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		大学全体			
		738.15㎡	226		82,500					
体育館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要					大学全体		
		523.89㎡	バレーボールコート1面							
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	・共同研究費等は大学全体 ・図書購入費は電子ジャーナル運用コスト含む
		教員1人当り研究費等		300千円	300千円	300千円				
		共同研究費等		30,000千円	30,000千円	30,000千円				
		図書購入費	6,000千円	6,000千円	6,000千円	6,000千円				
	設備購入費	0	-	-	-					
学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		970千円	770千円	770千円	千円	千円	千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			該当なし							

既設大学等の状況	大学の名称		修業年限 年	入学定員 人	編入学定員 年次	収容定員 人	学位又は称号	定員超過率 倍	開設年度	所在地
	学部等の名称									
	人間科学部 人間科学科 (通信教育課程)		4	1,000		4,000	学士 (人間科学)	0.41	平成12年	埼玉県さいたま市岩槻区馬込1,288番地
	人間科学部 健康栄養学科		4	80		320	学士 (健康栄養学)	1.03	平成17年	
	保健医療学部 (看護学科)		4	80		320	学士 (看護学)	1.06	平成23年	埼玉県さいたま市岩槻区太田字新正寺曲輪354番3
	保健医療学部 (リハビリテーション学科)		4	70		280	学士 (理学療法学) (義肢装具学)	0.95	平成23年	
	人間総合科学研究科 心身健康科学専攻 修士課程 (通信教育課程)		2	30		60	修士 (心身健康科学)	0.93	平成16年	埼玉県さいたま市岩槻区馬込1,288番地
	人間総合科学研究科 心身健康科学専攻 博士課程 (通信教育課程)		3	9		18	博士 (心身健康科学)	1.37	平成19年	
	人間総合科学研究科 健康栄養科学専攻 修士課程		2	5		10	修士 (健康栄養科学)	0.50	平成21年	
附属施設の概要			該当なし							

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校の場合、学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

(別添資料)

学校法人早稲田医療学園沿革

- 1953年 東京カイロプラクティック学院の創設
本科、師範科を開設
- 1972年 早稲田鍼灸専門学校（現人間総合科学大学鍼灸医療専門学校）に改称
東洋医療鍼灸学科を開設
- 1990年 早稲田医療専門学校（現人間総合科学大学鍼灸医療専門学校）に改称
- 1993年 早稲田医療技術専門学校を開学
看護学科、理学療法学科、作業療法学科、義肢装具学科を開設
- 2000年 人間総合科学大学を開学
人間科学部 人間科学科を開設
- 2004年 人間総合科学大学大学院を開設
人間総合科学研究科 心身健康科学専攻 修士課程を開設
- 2005年 人間総合科学大学
人間科学部 健康栄養学科を開設
- 2007年 人間総合科学大学大学院
人間総合科学研究科 心身健康科学専攻 博士後期課程を開設
早稲田医療技術専門学校
保健学科を開設
- 2009年 早稲田医療専門学校を人間総合科学大学鍼灸医療専門学校に校名改称
人間総合科学大学大学院
人間総合科学研究科 健康栄養科学専攻(修士課程)を開設
- 2011年 人間総合科学大学 保健医療学部 看護学科を開設
保健医療学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻を開設
保健医療学部 リハビリテーション学科 義肢装具学専攻を開設
- 2013年 学園創立 60 周年
- 2016年 人間総合科学大学大学院**
人間総合科学研究科 臨床心理学専攻(修士課程)を開設
- 2017年 人間科学部 ヘルスフードサイエンス学科を開設
- 2019年 人間総合科学大学 保健医療学部 看護学科及びリハビリテーション学科 理学療
法学専攻定員増
- 2020年 人間総合科学研究科 臨床心理学専攻(修士課程)学生募集停止**

学校法人早稲田医療学園 理事会議事録

1. 日 時 令和元年 8 月 8 日 (木) 18 時 00 分
 1. 会 場 LIZARRAN 高田馬場
 東京都新宿区高田馬場 2-17-15 B1
 1. 理事定数 9 名
 1. 出席理事 6 名 久住眞理 久住 武 鈴木はる江
 井上雅之 片山美津子 小林修平
 1. 監事定数 2 名
 1. 出席監事 2 名 須貝 信 金澤一紀
 1. 委任状 3 名 苅部ひとみ 松本幸子 栗山明彦
 1. 議 案 1. 人間総合科学大学大学院 専攻の統廃合について
 2. 専門職短期大学の設置について (資料)
 3. 学則変更について (資料)
 4. その他

久住理事長が議長となり、本会議の出席理事の数が寄附行為第 10 条第 8 項の所定定数を超え、会議が成立する旨を告げ開会を宣し、議案審議に入った。

議案第 1 号 人間総合科学大学大学院 専攻の統廃合について

議長より、人間総合科学大学大学院臨床心理専攻の募集状況及び運営内容の現状の説明がなされ、当該専攻については、昨今の募集状況及び所定の教育課程の PDCA サイクルの確立の実態評価を鑑み、令和 2 年度入学生から募集を停止する旨の説明がなされた。

本学園は、自律的なガバナンスを確保し、時代や社会の変化に対応した経営を進めて行くことを一同確認した。

一同は、本案について慎重に審議を行い、議長より賛否を求めたところ、当該議案については全員異議なく承認可決された。

議案第 2 号 専門職短期大学の設置について (資料)

議長より、検討を続けてきた専門職短期大学の開設について「人間総合科学大学専門職短期大学部 データビジネス学科」(新設)を令和 3 年度の設置に向けて認可申請する旨の説明がなされた。

新設する「人間総合科学大学専門職短期大学部 データビジネス学科」の目的について説明がなされた。

- ・近年の情報通信技術の著しい発展とともに「ビッグデータ」を活用する時代が到来し、膨大なデータから有用な情報を抽出し分析したうえで、社会に新たな価値を創造するイノベーション創出の上では、AI/データサイエンスの重要性は産業界のみならず、教育、地方行政、医療・健康など様々な領域に於いてその必要性が高まっている。しかし、その人材不足は深刻であり、トップレベルの AI/データサイエンス人材だけでなく、AI/データサイエンスの基礎を学んだ、ビジネスの担い手が大量に必要であるといわれる。
- ・本学科は、短期大学の長所を活かし、短期間に AI/データサイエンス、データマイニングの基礎を学び、企業・社会・地域における未来の課題解決を図るデータ駆動型・価値創造型の AI/データビジネスの専門職を養成する。

この度の申請にあたって、設置のための標準設置経費を遵守し、施設の転用や設備の転共用等を行いながら、施設・設備の整備を行うことを一同で確認し、この整備の進行について、一同は、理事長に一任した。

一同は、本案について慎重に審議を行い、議長より賛否を求めたところ当該議案については、全員意義なく承認可決された。所轄官庁への変更手続きにおいて、一部字句の修正が生じた場合は、その修正について理事長に一任することについても併せて承認可決された。

【人間総合科学大学専門職短期大学部 データビジネス学科】

令和 3 年 4 月開設	修業年限	入学定員	収容定員	学位又は称号
データビジネス学科	2 年	40 人	80 人	データビジネス短期大学士 (専門職)
計		40 人	80 人	

議案第 3 号 学則変更について (資料)

議長より、人間総合科学大学 学則の変更について、文部科学省より「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」並びに厚生労働省より「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」の一部改正を受け、令和 2 年度からの新カリキュラムを展開するため、保健医療学部のカリキュラム構築に伴う学則変更を行う旨の説明がなされた。

また、令和元年 6 月 8 日開催の理事会にて承認可決された収容定員の増減に関わる学則変更についても行う旨の説明がなされた。

一同慎重に審議を行い、議長より賛否を求めたところ、当該議案については全員異議なく承認可決された。また、所轄官庁への変更手続きにおいて、一部字句の修正が生じた場合は、その修正について理事長に一任することについても併せて承認可決された。

議案第 4 号 その他

【報告事項】


- ・補助金事業申請の進捗状況について


以上議事が終了したので、議長閉会を宣し会議を終了した。

19 時 00 分終了

議事確認のため捺印す

令和元年 8 月 8 日

久住眞理 

鈴木はる江 

片山美津子 

小林修平 

久住武 

栗山明彦 

井上雅之 

廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

(1) 廃止する大学等の概要

	入学定員	収容定員
人間総合科学大学 人間総合科学研究科 臨床心理学専攻 (修士課程)	15名	45名

所在地 : 埼玉県さいたま市岩槻区馬込1288

学生募集の停止の時期 令和2年4月

(2) 廃止の事由

人間総合科学大学人間総合科学研究科 臨床心理学専攻(修士課程)は、開設以来定員が未充足であり、また通信教育課程であるが、同課程での人材養成を含むPDCAサイクルの確立が難しくなったため、令和2年度より学生募集を停止した。令和4年3月末日をもって、すべての在学生在が卒業したため廃止するものである。

(3) 学生の処遇

人間総合科学大学 人間総合科学研究科 臨床心理学専攻(修士課程)は、すべての在学生在が卒業したため在学生在はいない。

(4) 教職員の処遇

人間総合科学大学 人間総合科学研究科 臨床心理学専攻(修士課程)の職員は、全員、学校法人早稲田医療学園の職員であり希望退職するもののほかは、学校法人早稲田医療学園の職員として人間総合科学大学に継続勤務となる。

(5) 施設設備の処置

施設設備については、人間総合科学大学で活用する。

(6) 学籍関係書類の保存方法

学校法人早稲田医療学園文書規程に基づき、保存・管理する。

(7) 廃止の時期

令和4年3月

人 間 総 合 科 学 大 学 大 学 院
学 則

人間総合科学大学 大学院 学則

〔目次〕

第1章 総則.....	2
第2章 大学院の組織.....	2
第3章 教職員の組織.....	3
第4章 研究科教授会.....	3
第5章 学年、学期及び休業日.....	3
第6章 修業年限及び在学年限.....	3
第7章 入学・休学・復学・退学及び除籍.....	4
第8章 教育課程.....	5
第9章 授業及び学習指導.....	5
第10章 試験及び成績評価.....	6
第11章 修了要件等.....	7
第12章 科目等履修生等.....	8
第13章 学費等.....	8
第14章 賞罰.....	9
別表第1 開設授業科目.....	11
別表第2 学費等.....	15

人間総合科学大学 大学院 学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、人間総合科学大学学則第3条の2第2項の規程に基づき、人間総合科学大学大学院（以下「本大学院」という。）に関して必要な事項を定める。

第2条 人間総合科学大学大学院は、人間総合科学大学（以下「本大学」という。）の目的に則り、「人間」をさらに学際的・統合的に追究し、より深い専門的知識を教授・研究する。

- 人間総合科学研究科 心身健康科学専攻は、修士課程では、心と身体の有機的関連性を考究し、心身の健康に関する専門知識を総合的に教授研究し、「生きる力」としての、洞察力、探究力、問題解決能力、創造力を育み、研究の徒となり得る人材、社会において指導者的役割を果たす人材を育成することを目的とする。博士後期課程では、心と身体の有機的関連性を支える法則性について深い学識と高度な研究遂行能力とを養い、学際的・統合的な視点と姿勢をもって自立して研究活動のできる人材と、先駆的な領域を開拓できる人材を養成、輩出することを目的とする。
- 人間総合科学研究科 健康栄養科学専攻修士課程は、人間の心身両面の健康と「栄養・食」とのかかわりを科学的・統合的視点から追求し、高度で専門的な知識及び技術をもち、個人の健康の保持・増進を栄養・食生活の側面から解決に導くことのできる、健康科学に立脚した実践的な専門的能力を有する人材を育成することを目的とする。

第2章 大学院の組織

(課程)

第3条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

- 博士課程は、これを前期の課程、及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(研究科・専攻及び收容定員)

第3条の2 本大学院に、次の研究科及び専攻を置き、その收容定員を次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	入学定員	收容定員
人間総合科学研究科	心身健康科学専攻 (通信教育課程)	修士課程	30名	60名
		博士後期課程	9名	27名
	健康栄養科学専攻	修士課程	5名	10名

- 人間総合科学研究科心身健康科学専攻修士課程に前項に定める收容定員の範囲内で次のコースを置く。

コース
健康情報マネジメント養成プログラムコース

- 人間総合科学研究科健康栄養科学専攻修士課程に第1項に定める收容定員の範囲内で次のコースを置く。

コース
ヘルスフードサイエンスプログラムコース

第3章 教職員の組織

(教職員の組織)

- 第4条 本大学院に、研究科長及び専攻長を置き、必要に応じて、補佐職を置くことができる。
- 2 研究科長は、学長を補佐し、その研究科に関する業務を遂行する。
- 3 専攻長は、学長を補佐し、その専攻に関する業務を遂行する。
- 4 本大学院に、必要に応じて教授、准教授、助教、講師、事務職員及び技術職員を置くことができる。

第4章 研究科教授会

(研究科教授会)

- 第5条 本大学院に、研究科教授会を置く。
- 2 研究科教授会に関する規程は別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

- 第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

- 第7条 学期は、学年を次の2学期に分ける。
- 前期：4月1日から9月30日まで
- 後期：10月1日から3月31日まで

(休業日)

- 第8条 休業日は次のとおりとする。但し、面接授業の行われる日は除くものとする。
- 一 土曜日・日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律による日
 - 三 学園創立記念日 5月2日
 - 四 季節休業 (学長が別に定めるものとする)
- 2 前項の規程にかかわらず、休業日であっても授業を行うことができる。
- 3 第1項の規程にかかわらず、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

- 第9条 本大学院の修士課程の修業年限は2年とし、4年を越えて在学することはできない。
- 2 本大学院の博士後期課程の修業年限は3年とし、6年を越えて在学することはできない。

第7章 入学・休学・復学・退学及び除籍

(入学の時期)

第10条 本大学院の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格等)

第11条 本大学院の修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当し、入学の許可を受けた者とする。

- 一 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学をいう。以下同じ）を卒業した者
 - 二 学校教育法第104条第7項の規程により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - 五 文部科学大臣の指定した者
 - 六 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、または外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了したものであって、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
 - 七 その他本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があり、本大学院の教育課程を学修するに適すると認めた者で、22歳に達した者
- 2 本大学院の博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当し、入学の許可を受けた者とする。
- 一 修士の学位を有する者
 - 二 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 三 文部科学大臣の指定した者
 - 四 その他本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有するものと同等以上の学力があり、本大学院の教育課程を学修するに適すると認めた者で、24歳に達した者

(入学の出願)

第12条 本大学院への入学を志願する者は、所定の入学志願書及び別に定める書類に、入学検定料（別表第2）を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第13条 入学者の選考は、書類審査及び面接試験により行う。但し、本大学院が必要と認めた場合には、学力試験を行うことができる。

(入学の手続き及び許可)

第14条 前条の選考結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに必要書類を提出するとともに、所定の入学料及び授業料等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第15条 本大学院を退学または除籍となった者で、入学を志願する者がいるときは、選考の上、別に定めるところにより、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規程により入学を許可された者の在学年限及び退学または除籍前に本大学院にて既に履修した授業科目及び修得した単位数の取り扱いについては、別に定める。

(休学)

第16条 傷病その他やむを得ない事由により、休学しようとする者は、所定の書類を提出し、学

長の許可を得た上で休学することができる。

- 2 休学期間は、1学期間（前期又は後期）を単位とする。
- 3 休学期間は、通算して4学期間を超えることができない。
- 4 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

（復学）

第17条 休学の事由が止んだ者は、学長の許可を得て復学することができる。但し、復学できる時期は、学期の始めとする。

（退学）

第18条 傷病その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、所定の書類に退学事由を明記し提出することとする。

（除籍）

第19条 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍することができる。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第9条に定める在学年限を超えた者
- 三 第16条第3項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- 四 履修申込みを怠り、督促してもなお行わない者
- 五 成績不良の者
- 六 死亡した者

（二重学籍の禁止）

第19条の2 学生は、他の大学または大学院の正規の課程に在籍してはならない。

第8章 教育課程

（授業科目）

第20条 本大学院に開設する授業科目及び単位数等は、別表第1に掲げるとおりとする。

（健康情報マネジメント養成プログラム）

第20条の2 健康情報マネジメント養成プログラムコースを修了しようとする者は、心身健康科学専攻修士課程に在学し、且つ健康情報マネジメント養成プログラムに登録した上で、所定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

2 健康情報マネジメント養成プログラムコースを修了するための授業科目、単位数等について、必要な事項は別に定める。

（ヘルスフードサイエンスプログラム）

第20条の3 ヘルスフードサイエンスプログラムを修了しようとする者は、健康栄養科学専攻修士課程に在学し、且つヘルスフードサイエンスプログラムコースに登録した上で、所定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

2 ヘルスフードサイエンスプログラムコースを修了するための授業科目、単位数等について、必要な事項は別に定める。

第9章 授業及び学習指導

（授業）

第21条 心身健康科学専攻の授業は通信授業、面接授業（メディア等を利用して行う授業を含む。以下同じ。）あるいは放送授業によって行う。

- 2 通信授業は、主として印刷教材により学修させる授業であり、面接授業は、大学設置基準第2

- 5条の方法による授業であり、放送授業は大学通信教育設置基準第3条の方法による授業である。
- 3 通信授業においては、学生は、所定の教材に基づき学修・研究を行い、その成果（以下「課題レポート等」という。）について添削等の指導を受けるものとする。
 - 4 面接授業は本大学院または本大学院が指定する会場において実施され、その時期については別に定める。
 - 5 放送授業においては、学生は、所定の課題を提出し、添削指導を受けるものとする。
 - 6 健康栄養科学専攻の授業は、大学設置基準第25条の方法によるものとする。ただし、第3条の2第3項によるプログラムについては、本条1～5項の方法により、授業を行うことができるものとする。

(心身健康科学専攻の単位の計算方法)

- 第22条** 心身健康科学専攻の各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を45時間とし次の基準により計算するものとする。
- 一 通信授業については、45時間に相当する学修量の教材をもって1単位とする。
 - 二 面接授業及び放送授業については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究指導科目については、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(健康栄養科学専攻の単位の計算方法)

- 第22条の2** 健康栄養科学専攻の授業科目の単位数は、1単位の履修時間を45時間とし、次の基準により計算する。
- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究指導科目については、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第10章 試験及び成績評価

(心身健康科学専攻の試験)

- 第23条** 心身健康科学専攻の試験は、科目修了試験及び面接授業試験（以下「スクーリング評価」という。）等とする。
- 2 通信授業による各科目の履修は、課題レポート等を提出しかつ指定の時期に科目修了試験を受けなければならない。
 - 3 面接授業による各科目の履修は、面接授業に出席しかつ指定の時期にスクーリング評価を受けなければならない。
 - 4 放送授業による各科目の履修は、放送授業を視聴しかつ指定の時期にスクーリング評価に相当する試験を受けなければならない。

(心身健康科学専攻の科目修了試験)

- 第24条** 科目修了試験を受験できる者は、当該科目の課題レポート等に合格したものとする。
- 2 科目修了試験は、本大学院または本大学院が指定する会場において実施され、その時期については別に定める。

(健康栄養科学専攻の試験)

- 第25条** 健康栄養科学専攻における試験は、前期及び後期のそれぞれにおいて、筆記、口述及び論文等の方法によって行う。

(成績評価)

- 第26条** 各科目の成績は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69

点～60点)、D(59点～0点)の5種類の評価をもって表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 不合格者には、再試験等を行うことがある。
- 3 疾病その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかつた者は、その理由が適当であると認められ、許可を受けた場合に限り追試験を受けることができる。
- 4 追試験及び再試験等受験の際には、別に定める手数料を納入しなければならない。

(単位の授与)

第27条 各授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 通信授業については、課題レポート等及び科目修了試験に合格した者に対して所定の単位を与える。
- 3 面接授業については、出席が良好でかつスクーリング評価が基準に達した者に対して所定の単位を与える。
- 4 放送授業については、視聴を完了し、試験に合格した者に対して所定の単位を与える。
- 5 通信授業、面接授業または放送授業を併用する科目については、第2項、第3項または第4項に規程する単位授与の基準を満たした者に対して所定の単位を与える。
- 6 研究指導については、修士課程は2年間、博士後期課程は3年間で所定の指導を受けた者に対して所定の単位を与える。

第11章 修了要件等

(進級の要件)

第27条の2 進級については別に定める。

(修了の要件)

第28条 本大学院人間総合科学研究科心身健康科学専攻修士課程の修了要件は、当該課程に休学、停学期間を除いて2年以上在学し、次の授業科目について必修科目を含め31単位以上を修得し、かつ修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査を通過し最終試験に合格することとする。

- 一 基礎分野科目(必修) 11単位
- 二 選択分野科目(選択必修) 6単位以上
- 三 選択分野科目(選択) 8単位以上
- 四 研究指導科目(必修) 6単位

2 本大学院人間総合科学研究科心身健康科学専攻博士後期課程の修了要件は、当該課程に休学、停学期間を除いて3年以上在学し、次の授業科目について必修科目を含め16単位以上を修得し、かつ博士論文の審査を通過し最終試験に合格することとする。

- 一 必修科目 10単位
- 二 選択科目 2単位以上
- 三 研究指導科目(必修) 6単位

3 博士学位審査手続きに関する規程は別に定める。

(修了の要件)

第28条の2 本大学院人間総合科学研究科健康栄養科学専攻修士課程の修了要件は、当該課程に休学、停学期間を除いて2年以上在学し、次の授業科目について必修科目を含め32単位以上を修得し、かつ修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査を通過し最終試験に合格することとする。

- 一 基礎科目(必修) 8単位
- 二 専門科目(選択必修) 16単位以上
(健康科学領域および栄養科学領域よりそれぞれ8単位以上)
- 三 研究指導科目(必修) 8単位

(学位の授与)

第29条 前条の要件を充たす者には、研究科教授会の議を経て、学長が修了を認定し、学位を授与する。

2 学長は、修了を認定したものに対して、修了証書を授与する。

(学位の種類)

第30条 前条の修了を認定された者には、次の学位を授与する。

人間総合科学研究科心身健康科学専攻修士課程	修士（心身健康科学）
人間総合科学研究科心身健康科学専攻博士後期課程	博士（心身健康科学）
人間総合科学研究科健康栄養科学専攻修士課程	修士（健康栄養科学）

(他の大学院における授業科目の履修等)

第31条 本大学院修士課程においては、教育上有益と認めるときには、学生が本大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 本大学院修士課程においては、教育上有益と認めるときには、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。

2 単位認定の科目については別に定める。

第12章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第33条 本大学院の授業科目の一部の履修を希望する者に対しては、本課程の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生に関しては、別に定める。

(研究生)

第33条の2 本大学院に研究生の制度を置く。

2 前項の研究生の取り扱いに関しては、別に定める。

第13章 学費等

(学費)

第34条 学費は、入学料、授業料、施設・設備費、教育充実費及び学位論文審査料とする。

2 学費の金額は、別表第2のとおりとする。

(学費等の納付)

第35条 学生は、学年ごとに別表第2に従って算出された学費等の金額を、所定の期日までに納めなければならない。

(復学等の場合の授業料)

第36条 復学する者は、復学する当該学期の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

(退学及び停学の場合の授業料)

第37条 学期の途中で退学し又は除籍された者の該当学期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の在籍料)

第38条 休学期間中の場合は、別途定める在籍料を徴収する。

(学費の返還制限)

第39条 納入した学費は、理由の如何にかかわらずこれを返還しない。

(手数料)

第40条 手数料については、別に定める。

第14章 賞罰

(表彰)

第41条 学生として特に表彰に値する行為があった者は、研究科教授会の議を経て、学長が表彰する。

2 表彰に関する規程は別に定める。

(懲戒)

第42条 本大学院及び本大学の諸規程に違反し、又は、学生としての本分に反する行為をした者は、懲戒処分に付することができる。

2 学生の懲戒に関する規程は、別に定める。

附則

1 この学則は、平成16年 1月30日から施行する。

附則

1 この学則は、平成18年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成19年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成19年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成20年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成20年10月31日から施行する。

附則

1 この学則は、平成21年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成23年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成24年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成25年 4月 1日から施行する。

2 別表第2 学費等 教育充実費の改定については、平成26年度入学生より適用する。

附則

1 この学則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成27年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成28年 4月 1日から施行する。

2 第28条1項及び第28条の2の修了の要件については、平成28年度入学生より適用する。

附則

1 この学則は、平成29年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成30年 4月 1日から施行する。

2 第28条の3の修了の要件については、平成30年度入学生より適用する。

第28条の3 大学院人間総合科学研究科臨床心理学専攻修士課程の修了要件は、当該課程に休学、停学期間を除いて3年以上在学し、次の授業科目について必修科目を含め30単位以上を修得し、かつ修士論文(臨床心理学特別研究)の審査を通過し最終試験に合格することとする。

- | | |
|-----------------|--------|
| 一 基礎分野科目(必修・選択) | 14単位以上 |
| 二 展開分野科目(必修・選択) | 4単位以上 |
| 三 研究指導科目(必修) | 6単位 |

附則

1 この学則は、平成31年 4月 1日から施行する。

2 第28条第2項の修了の要件については、平成31年度入学生より適用する。

平成30年度以前の入学生については、従前の規程を適用する。

(修了要件)

第28条

2 本大学院人間総合科学研究科心身健康科学専攻博士後期課程の修了要件は、当該課程に休学、停学期間を除いて3年以上在学し、次の授業科目について必修科目を含め16単位以上を修得し、かつ博士論文の審査を通過し最終試験に合格することとする。

- | | |
|--------------|-------|
| 一 必修科目 | 8単位 |
| 二 選択科目 | 2単位以上 |
| 三 研究指導科目(必修) | 6単位 |

附則

1 この学則は、令和2年 4月 1日から施行する。ただし、令和2年3月31日に在学している者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

2 人間総合科学研究科臨床心理学専攻(通信教育課程)は、令和2年4月から募集を停止し、当該研究科に在学している者がいなくなった時に廃止する。

附則

1 この学則は、令和3年 4月 1日から施行する。

附則

1 この学則は、令和4年 4月 1日から施行する。

別表第1 開設授業科目

(1) 心身健康科学専攻 修士課程 開設授業科目一覧 (第20条関係)

区分		科目名	単位数	配当年次	履修方法(注)
基礎分野科目	コア科目 (必修)	心身健康科学特講	2	1	T・S
	必修	心身健康科学特論Ⅰ	3	1	T・S
		心身健康科学特論Ⅱ	3	1	T・S
		心身健康科学特論Ⅲ	3	1	T・S
選択分野科目	選択必修(6単位以上)	健康科学・疫学特講	3	1・2	M
		生命文化特講	3	1・2	M
		高次脳機能学特講	3	1・2	M
		心身機能観察特講Ⅰ	3	1・2	T・S
		心身機能観察特講Ⅱ	3	1・2	T・S
		心身機能観察特講Ⅲ	3	1・2	T・S
	選択(8単位以上)	ストレス学特講	2	1・2	T
		認知脳科学特講	2	1・2	T
		ライフサイクルと健康特殊講義	2	1・2	T
		心身免疫学特殊講義	2	1・2	T
		精神分析特講	2	1・2	T
		比較文化特講	2	1・2	T
		健康文化論特殊講義	2	1・2	T
		発達心理学特論	2	1・2	T
		心身医学特論	2	1・2	T
		老年心理学特論	2	1・2	T
		健康栄養学特殊講義	2	1・2	T
		食文化特講	2	1・2	T
		文化人類学特講	2	1・2	T
		応用健康科学特講	2	1・2	T
体性神経科学特講	2	1・2	T		
研究指導科目 (必修)	心身健康科学研究Ⅰ	3	1	R	
	心身健康科学研究Ⅱ	3	2	R	

(注) T:テキスト履修 M:メディア履修 T・S:テキスト・スクーリング履修 R:研究指導

(2) 心身健康科学専攻 博士後期課程 開設授業科目 (第20条関係)

区分	科目名	単位数	配当年次	履修方法 (注)
必修科目	心身健康科学特殊講義	2	1	T・S
	心身健康科学特殊演習Ⅰ	2	1	EX
	心身健康科学特殊演習Ⅱ	2	2	EX
	心身健康科学特殊演習Ⅲ	2	3	EX
選択科目 (2単位以上)	健康増進科学特殊講義	2	1・2	T・S
	科学哲学特殊講義	2	1・2	T・S
	心身医学特論	2	1・2	T
	生命文化特講	3	1・2	M
	心身免疫学特殊講義	2	1・2	T
	認知脳科学特講	2	1・2	T
	神経内分泌機能学特殊講義	2	1・2	T
	健康栄養学特殊講義	2	1・2	T
	ライフサイクルと健康特殊講義	2	1・2	T
	健康文化論特殊講義	2	1・2	T
	発達心理学特論	2	1・2	T
	老年心理学特論	2	1・2	T
	体性神経科学特講	2	1・2	T
研究指導科目 (必修)	心身健康科学特別研究指導Ⅰ	2	1	R
	心身健康科学特別研究指導Ⅱ	2	2	R
	心身健康科学特別研究指導Ⅲ	2	3	R

(注) T: テキスト履修 T・S: テキスト・スクーリング履修 EX: 演習 (テレビ会議)
M: メディア履修 R: 研究指導

(2) - 2 心身健康科学専攻 博士後期課程 開設授業科目 (第20条関係)
(平成31年度入学以降)

区分	科目名	単位数	配当年次	履修方法 (注)
コア科目 (必修)	心身健康科学特講	2	1	T・S
必修科目	心身健康科学特殊講義	2	1	T・S
	心身健康科学特殊演習Ⅰ	2	1	EX
	心身健康科学特殊演習Ⅱ	2	2	EX
	心身健康科学特殊演習Ⅲ	2	3	EX
選択科目 (2単位以上)	健康増進科学特殊講義	2	1・2	T・S
	科学哲学特殊講義	2	1・2	T・S
	心身医学特論	2	1・2	T
	生命文化特講	3	1・2	M
	心身免疫学特殊講義	2	1・2	T
	認知脳科学特講	2	1・2	T
	神経内分泌機能学特殊講義	2	1・2	T
	健康栄養学特殊講義	2	1・2	T
	ライフサイクルと健康特殊講義	2	1・2	T
	健康文化論特殊講義	2	1・2	T
	発達心理学特論	2	1・2	T
	老年心理学特論	2	1・2	T
	体性神経科学特講	2	1・2	T
研究指導科目 (必修)	心身健康科学特別研究指導Ⅰ	2	1	R
	心身健康科学特別研究指導Ⅱ	2	2	R
	心身健康科学特別研究指導Ⅲ	2	3	R

(注) T : テキスト履修 T・S : テキスト・スクーリング履修 EX : 演習 (テレビ会議)

M : メディア履修 R : 研究指導

(3) 健康栄養科学専攻 修士課程 開設授業科目 (第20条関係)
(平成29年度入学以降)

区分		科目名	単位数	配当年次
基礎科目	コア科目 (必修)	心身健康科学特講	2	1
	必修科目	心身健康栄養学特論Ⅰ	2	1
		心身健康栄養学特論Ⅱ	2	1
		心身健康栄養学特論Ⅲ	2	2
専門科目(選択必修)	健康科学領域 (8単位以上)	神経・内分泌生理学特講	2	1・2
		こころの健康特講	2	1・2
		生命文化特講 (M)	3	1・2
		心身医学特論	2	1・2
		生体防御特講	2	1・2
		抗ストレスと食事特講	2	1・2
		生活習慣病疫学特講	2	1・2
		食文化特講	2	1・2
	栄養科学領域 (8単位以上)	ライフサイクル健康栄養特講	2	2
		病態栄養特講	2	2
		栄養療法特講	2	2
		分子栄養学特講	2	1・2
		食品学特講	2	1・2
		共生生物学特講	2	2
		食品機能学特講	2	1・2
国際栄養学特講	2	2		
研究指導科目 (必修)	健康栄養科学研究Ⅰ	4	1	
	健康栄養科学研究Ⅱ	4	2	

M:メディア履修

別表第2 学費等

1. 入学検定料（第12条関係）

(1) 正科生	35,000 円
(2) 科目等履修生	15,000 円

2. 学費（第34条及び第35条関係）

(1) 正科生（修士課程）

区分	金額	
	心身健康科学専攻	健康栄養科学専攻
入学料	200,000 円	100,000 円
授業料	680,000 円	700,000 円
施設・設備費	—	150,000 円
教育充実費	110,000 円	30,000 円
健康情報マネジメント養成プログラム費※1	80,000 円/年	—

学費の納入は年2回とし、指定の期日までに所定の金額を納入する。

※1 健康情報マネジメント養成プログラム登録者のみ、原則、前期の指定の期日までに所定の金額を納入する。

(2) 正科生（博士後期課程）

区分	金額
入学料	300,000 円
授業料	580,000 円
教育充実費	130,000 円
学位論文審査料	150,000 円

学費の納入は年2回とし、指定の期日までに所定の金額を納入する。

学位論文審査料は、審査申請時に指定の期日までに所定の金額を納入する。

(3) 科目等履修生

区分		金額
登録料		50,000 円
授業料	テキスト履修 1単位あたり	15,000 円
	テキスト・スクーリング履修 1単位あたり	20,000 円
	講義 1単位あたり	20,000 円

学費の納入は、入学志願後、指定の期日までに所定の金額を納入する。

3. その他

上記学費以外に、教育上必要が生じた場合には、別途徴収することがある。

新旧対照表人間総合科学大学 大学院 学則

【改正理由】 臨床心理学専攻閉鎖に伴う改正

新	旧
<p>第2条 人間総合科学大学大学院は、人間総合科学大学（以下「本大学」という。）の目的に則り、「人間」をさらに学際的・統合的に追究し、より深い専門的知識を教授・研究する。</p> <p>中略</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第2条 人間総合科学大学大学院は、人間総合科学大学（以下「本大学」という。）の目的に則り、「人間」をさらに学際的・統合的に追究し、より深い専門的知識を教授・研究する。</p> <p>中略</p> <p>4 <u>人間総合科学研究科 臨床心理学専攻修士課程は、現代人の「こころ」と「からだ」の健康、特に「こころ」の健康の側面について科学的、総合的に追究し、臨床心理学に関する専門知識および技術をもってその保持、増進、回復を図るとともに、心理的問題の予防・改善のための支援・研究を行える人材の育成を目的とする。さらに幅広い教養、確かな倫理観、関連職種と連携・協働ができる能力を備えた心理臨床の専門職の育成を目的とする。</u></p>
<p>第2章 大学院の組織</p> <p>(課程)</p> <p>第3条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。</p> <p>2 博士課程は、これを前期2年の課程、<u>(削除)</u>及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、前期2年 <u>(削除)</u>の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。</p>	<p>第2章 大学院の組織</p> <p>(課程)</p> <p>第3条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。</p> <p>2 博士課程は、これを前期【心身健康科学専攻および健康栄養科学専攻は2年、臨床心理学専攻は3年】、及び後期【3年】の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、前期2年<u>あるいは3年</u>の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。</p>
<p>第6章 修業年限及び在学年限</p> <p>(修業年限及び在学年限)</p> <p>第9条 本大学院の修士課程の修業年限は心身健康科学専攻および健康栄養科学専攻は2年 <u>(削除)</u>とし、心身健康科学専攻および健康栄養科学専攻は4年 <u>(削除)</u>を越えて在学することはできない。</p>	<p>第6章 修業年限及び在学年限</p> <p>(修業年限及び在学年限)</p> <p>第9条 本大学院の修士課程の修業年限は心身健康科学専攻および健康栄養科学専攻は2年、<u>臨床心理学専攻は3年</u>とし、心身健康科学専攻および健康栄養科学専攻は4年、<u>臨床心理学専攻は6年</u>を越えて在学することはできない。</p>

<p><u>(削除)</u></p> <p>(健康情報マネジメント養成プログラム) <u>第20条の2</u></p> <p>(ヘルスフードサイエンスプログラム) <u>第20条の3</u></p> <p>第9章 授業及び学習指導</p> <p>(授業) 第21条 心身健康科学専攻 <u>(削除)</u> の授業は通信授業、面接授業（メディア等を利用して行う授業を含む。以下同じ。）あるいは放送授業によって行う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第10章 試験及び成績評価</p> <p>中略</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(臨床心理士及び公認心理師試験の受験資格)</u> <u>第20条の2</u> 臨床心理士及び公認心理師の受験資格を取得しようとする者は、臨床心理学専攻に在学し、<u>所定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。</u></p> <p>(健康情報マネジメント養成プログラム) <u>第20条の3</u></p> <p>(ヘルスフードサイエンスプログラム) <u>第20条の4</u></p> <p>第9章 授業及び学習指導</p> <p>(授業) 第21条 心身健康科学専攻<u>および臨床心理学専攻</u>の授業は通信授業、面接授業（メディア等を利用して行う授業を含む。以下同じ。）あるいは放送授業によって行う。</p> <p><u>(臨床心理学専攻の単位の計算方法)</u> <u>第22条の3</u> 臨床心理学専攻の授業科目の単位数は、<u>1単位の履修時間を45時間とし次の基準により計算するものとする。</u></p> <p>一 <u>通信授業については、45時間に相当する学修量の教材をもって1単位とする。</u></p> <p>二 <u>面接授業及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。</u></p> <p>三 <u>実習については、30時間から45時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。</u></p> <p><u>2 前項の規程にかかわらず、研究指導科目については、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。</u></p> <p>第10章 試験及び成績評価</p> <p>中略</p> <p><u>(臨床心理学専攻の試験)</u> <u>第23条の2</u> 臨床心理学専攻における試験は、<u>科目修了試験及び面接授業試験（以下「スクーリング評価」という。）等とする。</u></p> <p><u>2 通信授業による各科目の履修は、課題レポート等を提出しかつ指定の時期に科目修了試験を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 面接授業による各科目の履修は、面接授業に出席しかつ指定の時期にスクーリング評価を受けなければならない。</u></p>
--	--

<p>(心身健康科学専攻 <u>(削除)</u> の科目修了試験)</p> <p>第24条 科目修了試験を受験できる者は、当該科目の課題レポート等に合格したものとす る。</p> <p>(修了の要件) <u>(削除)</u></p> <p>(学位の種類)</p> <p>第30条 前条の修了を認定された者には、次の学位を授与する。 人間総合科学研究科心身健康科学専攻修士課程 修士 (心身健康科学) 人間総合科学研究科心身健康科学専攻博士後期 課程 博士 (心身健康科学) 人間総合科学研究科健康栄養科学専攻修士課程 修士 (健康栄養科学) <u>(削除)</u></p>	<p>(心身健康科学専攻 <u>および臨床心理学専攻</u> の科目修了試験)</p> <p>第24条 科目修了試験を受験できる者は、当該科目の課題レポート等に合格したものとす る。</p> <p>(修了の要件)</p> <p><u>第28条の3</u> 大学院人間総合科学研究科臨床心理学専攻修士課程の修了要件は、当該課程に休学、停学期間を除いて3年以上在学し、次の授業科目について必修科目を含め52単位以上を修得し、かつ修士論文(臨床心理学特別研究)の審査を通過し最終試験に合格することとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>一 基礎分野科目 (必修・選択)</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>単位以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>二 展開分野科目 (必修・選択)</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>単位以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三 研究指導科目 (必修)</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>単位</td> <td></td> </tr> </table> <p>(学位の種類)</p> <p>第30条 前条の修了を認定された者には、次の学位を授与する。 人間総合科学研究科心身健康科学専攻修士課程 修士 (心身健康科学) 人間総合科学研究科心身健康科学専攻博士後期 課程 博士 (心身健康科学) 人間総合科学研究科健康栄養科学専攻修士課程 修士 (健康栄養科学) <u>人間総合科学研究科臨床心理学専攻修士課程 修士 (臨床心理学)</u></p>	一 基礎分野科目 (必修・選択)	18	単位以上		二 展開分野科目 (必修・選択)	28	単位以上		三 研究指導科目 (必修)	6	単位	
一 基礎分野科目 (必修・選択)	18												
単位以上													
二 展開分野科目 (必修・選択)	28												
単位以上													
三 研究指導科目 (必修)	6												
単位													

削除

(4) 臨床心理学専攻 修士課程 開設授業科目 (第20条関係)

区分	科目名	単位数		配当年次	履修方法 (注)			
		必修	選択					
基礎分野科目 (必修・選択)	コア科目 (必修)	心身健康科学特講	2		1	T・S		
	基礎分野科目	認知脳科学特講		2		1・2・3	T	
		ストレス学特講		2		1・2・3	T	
		臨床心理学特論Ⅰ	2			1	M・S	
		臨床心理学特論Ⅱ	2			1	M・S	
		臨床心理職関連行政・倫理特論		2		1・2・3	T	
		臨床心理面接特論Ⅰ	2			1	M・S	
		臨床心理面接特論Ⅱ	2			1	M・S	
		臨床心理査定演習Ⅰ	2			1	S	
		臨床心理査定演習Ⅱ	2			1	S	
		臨床心理学研究法特論		2		1・2・3	T・S	
		心理統計法特論		2		1・2・3	M	
展開分野科目 (必修・選択)	援助技法科目	カウンセリング特論		2		2・3	M	
		心理療法特論		2		2・3	M	
	臨床心理実践科目	医療保健領域	心身医学特論		2		2・3	T
			精神医学特論		2		3	M
		教育領域	学校臨床心理学特論		2		3	M
			教育心理学特論		2		3	T・S
			発達心理学特論		2		2・3	T
		福祉領域	老年心理学特論		2		3	T
		司法矯正	犯罪心理学特論		2		2・3	M
		産業領域	産業カウンセリング特論		2		2・3	M
	人間関係学特論			2		2・3	M	
	臨床心理技法科目	臨床心理援助技法論Ⅰ		2		2・3	S	
		臨床心理援助技法論Ⅱ		2		2・3	S	
		臨床心理援助技法論Ⅲ		2		2・3	S	
	臨床心理実習科目	臨床心理基礎実習Ⅰ	1			1	S	
		臨床心理基礎実習Ⅱ	1			2	S	
		臨床心理実習Ⅰ	1			2	S	
臨床心理実習Ⅱ		1			3	S		
研究指導科目 (必修)	臨床心理学特別研究	6			2・3	R		

(注) T:テキスト履修 T・S:テキスト・スクーリング履修 M:メディア履修 R:研究指導

導

(4) - 2 臨床心理学専攻 修士課程 開設授業科目 (第20条関係)
(平成30年度入学以降)

削除

区分	科目名	単位数		配当年次	履修方法 (注)			
		必修	選択					
基礎分野科目 (必修・選択)	コア科目 (必修)	心身健康科学特講	2		1	T・S		
	基礎分野科目	認知脳科学特講		2		1・2・3	T	
		ストレス学特講		2		1・2・3	T	
		心の健康教育に関する理論と実践	2			1	T	
		臨床心理学特論Ⅰ	2			1	M・S	
		臨床心理学特論Ⅱ	2			1	M・S	
		臨床心理職関連行政・倫理特論		2		1・2・3	T	
		臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	2			1	M・S	
		臨床心理面接特論Ⅱ	2			1	M・S	
		臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2			1	S	
		臨床心理査定演習Ⅱ	2			1	S	
		臨床心理学研究法特論	2			1	T・S	
心理統計法特論		2		1・2・3	M			
展開分野科目 (必修・選択)	援助技法科目	カウンセリング特論		2		2・3	M	
		心理療法特論		2		2・3	M	
	臨床心理実践科目	医療保健領域	心身医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2			1	T
			精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)		2		2・3	M
		教育領域	学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2			2	M
			教育心理学特論		2		2・3	T・S
		福祉領域	発達心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2			1	T
			老年心理学特論		2		3	T
		司法矯正	犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2			2	M
		産業領域	産業カウンセリング特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2			2	M
	人間関係学特論			2		2・3	M	
	臨床心理技法科目	臨床心理援助技法論Ⅰ		2		2・3	S	
		臨床心理援助技法論Ⅱ (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2			2	S	
		臨床心理援助技法論Ⅲ	2			2	S	
	臨床心理実習科目	臨床心理基礎実習Ⅰ	1			1	S	
		臨床心理基礎実習Ⅱ	1			2	S	
		臨床心理実習Ⅰ	1			2	S	
臨床心理実習Ⅱ		1			3	S		
心理実践実習A		2			2	S		
心理実践実習B		4			2	S		
心理実践実習C		4			3	S		
研究指導科目 (必修)	臨床心理学特別研究	6			2・3	R		

(注) T: テキスト履修 T・S: テキスト・スクーリング履修 M: メディア履修 R: 研究指導

別表第2 学費等

旧

1. 入学検定料（第12条関係）

- (1) 正科生 35,000 円
- (2) 科目等履修生 15,000 円

2. 学費（第34条及び第35条関係）

(1) 正科生（修士課程）

区分	金額		
	心身健康科学専攻	健康栄養科学専攻	臨床心理学専攻
入学料	200,000 円	100,000 円	200,000 円
授業料	680,000 円	700,000 円	570,000 円
施設・設備費	—	150,000 円	100,000 円
教育充実費	110,000 円	30,000 円	100,000 円
健康情報マネジメント養成プログラム費※1	80,000 円/年	—	—

別表第2 学費等

新

1. 入学検定料（第12条関係）

- (1) 正科生 35,000 円
- (2) 科目等履修生 15,000 円

2. 学費（第34条及び第35条関係）

(1) 正科生（修士課程）

区分	金額	
	心身健康科学専攻	健康栄養科学専攻
入学料	200,000 円	100,000 円
授業料	680,000 円	700,000 円
施設・設備費	—	150,000 円
教育充実費	110,000 円	30,000 円
健康情報マネジメント養成プログラム費※1	80,000 円/年	—